2026/4/22

リトルハウス通信

前号のリトルハウス通信で、ケースワークとは、クライエントが自己決定をする権利と、ケースワーカーが自己決定を促す義務によって成り立っており、それは「就労福祉サービス」における支援においても志していく必要がある旨を述べました。そしてケースワークのこの原理を正しくB型事業所で実践し続ける為には、柏木が提唱する「相互主体的な関係性」にヒントがあるとも書かせて頂きました。本号はその続きとなります。

柏木は「対等な“かかわり”そして“ピアサポート”へ」(2025)の中で、「相互主体的な関係」の中から、クライエントの自己決定が生まれるという点に着目しており「クライエントとの間の“かかわり”の中でだんだん“かかわり”が成熟する、成熟してくる、その中で初めて可能になるのが自己決定」である旨を主張しています。ここでいう“かかわり”とは、クライエントと支援者が、お互いの「主体性」をお互いに認め合って「相互主体的な関係維持を心がけていく」ことで成立する“かかわり”を指します。

言い変えるならば、クライエントと支援者との「かかわり合い」「存在の認め合い」という養分によって「関係性が成熟」をむかえた結果「自己決定」という花が開く、と言えるかもしれません（少し話はズレますが、柏木は1958年の論文から2025年の著作においてまで、終始一貫「当事者の自己決定」というテーマをあらゆる角度で考察し、大切にし続けた姿勢は凄まじいものがあります)。

以上を踏まえて話を戻しますと、B型事業所における「就労福祉サービス」において、ルールから脱線しない安定的な「組織運営」をしていくことに、つい思考が向いてしまう支援者側の意識を、クライエントの自己決定に軸足を置いた「個別支援」を第一においた「組織運営」に変容する為に、支援者は常にケースワーク実践に意識的になり、その為には「かかわり」というアプローチを継続する必要がある、という結論が導き出せると考えます。

そして最後に、問いをひとつ残して本稿を終わりたいと思います。

本稿で私が着目したのは、支援者と呼ばれる側の人間と、クライエントと呼ばれる利用者側の人間との「相互主体的な関係性」です。しかしこれが仮に利用者同士、即ちピアの関係性であった場合、「相互主体的な関係性」は何のハードルもなく成立し、互いの自己決定を最短距離で導き出されるのではないか？であればケースワークの必要性はそこにあるのか？そして支援者と呼ばれる者の存在意義はどこにあるのか？という問いです。

相川は本書の中で「“支援”という言葉自体が対等性の阻害要因になっている」ということを示唆し、ピアサポートでは、「もちつもたれつ」の関係性が構築され、その結果「する-される」を超えた「対等性」が育まれる旨を述べています。この問いは「支援」と呼ばれる営みの非常に重要な「問い」であり、今後も考え続けなければならないと思います。（鈴木）

■参考文献

柏木昭 相川章子 牛津信忠（2025）「対等な“かかわり”そして“ピアサポート”へ」聖学院大学出版会